

審查基準整理票

処分名	指定障害児通所支援事業者の指定の更新		
根拠法令名	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）	（条項）第21条の5の16第1項	
基準法令名	・児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号） ・大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 31 年 3 月 31 日条例第 31 号）	（条項） 児童福祉法第21の5の16第4項	
所管部署	健康福祉部 福祉指導監査課		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 指定障害児通所支援事業者の指定の更新の基準は、児童福祉法第21条の5の16第4項において準用する同法第21条の5の15第3項の各号に該当しないこと及び大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定める基準を満たすこと。 参考 〔根拠法令〕 児童福祉法 第二十一条の五の十六 第二十一条の五の三第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。